

事務連絡  
令和2年6月9日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添6までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

また、令和2年3月5日付官報（号外第42号）に掲載された令和2年度診療報酬改定に伴う関係告示については、別添7のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、予めお知らせいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
（令和2年3月5日保医発0305第1号）（別添1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
（令和2年3月5日保医発0305第2号）（別添2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
（令和2年3月5日保医発0305第3号）（別添3）
- ・「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
（令和2年3月5日保医発0305第9号）（別添4）
- ・「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」  
（令和2年3月5日保医発0305第11号）（別添5）
- ・「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」  
（令和2年3月5日事務連絡）（別添6）

## 官報掲載事項の一部訂正

令和二年三月五日（号外第四十二号）厚生労働省告示第五十七号（診療報酬の算定方法の一部を改正する件）

## 【原稿誤り】

該当箇所	誤	正
第2章第1部 区分番号B001 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 注7	7 イについては、入院中の患者であって、バンコマイシンを投与しているものに対して、 <u>同一暦月に</u> 血中のバンコマイシンの濃度を複数回測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、 <u>1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に</u> 限り、530点を所定点数に加算する。	7 イについては、入院中の患者であって、バンコマイシンを投与しているものに対して、血中のバンコマイシンの濃度を複数回測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、1回に限り、530点を所定点数に加算する。
第2章第1部 区分番号B001-9 療養・就労両立支援指導料 注2	2 2については、当該保険医療機関において1を算定した患者について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。	2 2については、当該保険医療機関において1を算定した患者について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月 <u>又はその翌月</u> から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。

令和二年三月二十三日（号外第五十六号）厚生労働省告示第八十二号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一号第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件）

## 【原稿誤り】

該当箇所	誤	正
—	メ K930 脊髄誘発電位測定 等加算 1 脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合	メ K930 脊髄誘発電位測定 等加算 1 脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合（ <u>食道の手術に用いた場合に</u> 限る。）